

## 三重県医療的ケアを必要とする障がい児・者の受入体制整備事業費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 三重県医療的ケアを必要とする障がい児・者の受入体制整備事業補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第240号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 県は、医療的ケアを必要とする障がい児者の緊急時等の受入を可能とするため、障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、障害児入所支援事業、日中一時支援事業、訪問看護事業を実施する者（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）が、必要な備品または消耗品を購入する費用の一部を補助することにより、医療的ケアの必要な障がい児者が地域で安心して生活出来るための体制整備を目的とする。

### (定義)

第3条 この要領において、「障害福祉サービス事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所をいう。

2 この要領において、「障害児通所支援」とは、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を行う事業所をいう。

3 この要領において、「障害児入所支援」とは、児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援を行う事業所をいう。

4 この要領において、「日中一時支援事業所」とは、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づいて事業を実施する機関をいう。

5 この要領において、「訪問看護事業所」とは、健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所をいう。

### (補助額の算出方法等)

第4条 補助額の算出方法は、次によるものとする。

補助事業者	補助基準額	補助率	補助対象経費
法人等	500千円以内	1 / 2	医療的ケアの必要な障がい児者等を対象に、障がい福祉サービス事業所等が、緊急時等の受入を可能とするために必要な備品（医療・介護機器）・消耗品の購入に必要な費用

（協議）

第5条 補助金を受けようとする者は、協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出し、承認を受けなければならない。

- （1）事業計画書（様式第1号の1）
- （2）役員等に関する事項

（交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- （1）所要額調書（様式第2号の1）
- （2）歳入歳出予算書抄本
- （3）その他知事が必要と認める書類

（補助金の着手時期）

第7条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合はこの限りではない。

2 前項ただし書きにより補助金を受けようとする場合は、前条の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書（様式第2号の2）を添付するものとする。

（交付決定）

第8条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに

補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付条件は、規則第5条の規定により次のとおりとする。

- (1) この補助金は、補助対象事業に使用しなければならない。
- (2) 事業内容又は事業等に要する経費の配分の変更（補助金額に変更がなく、事業目的の達成に支障がない軽微な変更を除く。）をする場合においては、変更交付申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について、その証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) この事業を実施するために必要な調達を行う場合は、三重県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札等の競争原理を取り入れたものによることとする。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。  
なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を三重県に納付させることがある。
- (9) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
- (10) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(交付申請の取下げ)

第 10 条 規則第 7 条に規定する申請の取下げは、補助金の交付決定の通知のあった日から起算して 15 日を経過する日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第 11 条 規則第 10 条の規定による状況報告は、状況報告書（様式第 6 号）に事業実施状況明細書（様式第 6 号の 1）を添えて、別途定める日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了した日から 30 日を経過した日（事業の廃止承認を受けたときは、当該承認通知を受領した日から 30 日を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 補助金精算調書（様式第 7 号の 1）
- (2) 使途明細報告書（様式第 7 号の 2）
- (3) 領収書（写）、支払状況がわかる書類（写）
- (4) 歳入歳出決算書抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第 13 条 補助金の支払は、交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、請求書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消)

第 14 条 知事は、補助事業者が、規則第 16 条第 1 項各号に該当するほか、第 9 条に規定する交付の条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す

ことができる。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(財産の処分の制限)

第 16 条 規則第 20 条第 1 項の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の耐用年数とする。

附則

- 1 この要領は、平成 28 年 1 月 25 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 6 この要領は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。
- 7 この要領は、令和 4 年 10 月 5 日から施行する。
- 8 この要領は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。